

高周波利用設備の 申請手続きについて

超音波機器

Ver. 6

超音波機器を使用する場合は、電波法により機器の設置前に御使いになる地域の総合通信局に高周波利用設備の設置申請などを行い、許可を得たうえで設置・使用するよう義務付けられています。また廃止や設置場所の変更時なども申請や届出などが必要となります。

本書は、超音波洗浄機・超音波ウエルダー・超音波加工機に関する申請手続きや書類作成方法などを記載しておりますので、申請や届出の参考としてください。また、機器の取扱説明書や許可状などと共に保管のうえ御使用ください。



超音波工業会編

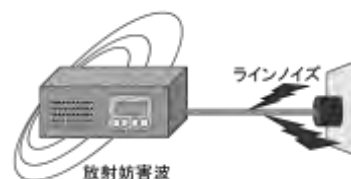
目 次

1.	なぜ申請が必要か	1
2.	申請が必要な超音波機器	1
3.	申請が不要な超音波機器	1
4.	超音波機器のカテゴリー	1
5.	不申請のまま使用したとき	1
6.	許可状	1
7.	申請にかかる費用	2
8.	申請の種類	2
8.1	申請手続きフローチャート	2
8.2	記入に必要な事項	3
8.3	申請・届出に必要な書類	3
8.4	提出方法	6
8.5	その他の注意点	6
9.	申請用紙	7
10.	総務省地方総合通信局所在地一覧	8
11.	申請用紙の記入例	
11.1	高周波利用設備許可申請書	9
11.2	高周波利用設備添付書類	10
11.3	設置場所付近の図	12
11.4	装置の外観図	13
11.5	高周波利用設備変更許可申請書	14
11.6	高周波利用設備変更届	15
11.7	高周波利用設備廃止届	16
11.8	高周波利用設備許可承継届	17
11.9	高周波利用設備許可状訂正申請書	18
11.10	高周波利用設備許可状再交付申請書	19
11.11	委任状	20

1. なぜ申請が必要か？

超音波機器は工業用から家庭用まで広く使われており、我が国の産業に大きく寄与していますが、不良な設備からは高周波雑音が発生する場合があります、テレビ/ラジオあるいは通信設備等に障害を与えることがあります。これを防止するため、守るべき技術基準を定め許可制を取っています。

対応する法律は 電波法 第8章 雑則 第100条となり「10キロヘルツ以上の高周波電流を利用する設備を設置しようとする者は、総務大臣の許可を受けなければならない」と定められ、機器の使用者が自ら申請を行うのが原則となっております。また、譲渡や廃止、機器の移設などを行う場合も申請や届出が必要です。



2. 申請が必要な超音波機器

申請・届出が必要な超音波関連の設備は、総務省令 電波法施行規則 第45条にて「50Wを超える高周波出力を使用するもの」となっています。市販されている一般的な工業用の超音波洗浄機や超音波プラスチックウエルダー、加工機などが該当します。

3. 申請が不要な超音波機器

超音波機器が多数使用されるようになり「型式指定」の制度が導入されています。「型式指定」とは、電波法施行規則第46条が掲げる基準を当該超音波機器が満足している場合、超音波メーカーや輸入業者が総務大臣に申請し指定を受ける事です。この「型式指定」を受けた超音波機器には右図のような楕円形のマークが表示してあります。

このマークのある機器は総合通信局へ設置申請や廃止届などを行う必要がなく、機器到着後すぐに使用できます。また、移動や譲渡、廃止のときも申請・届出の必要がありません。



型式指定マーク

注：***には指定番号が記載されています。
2001年以前に型式指定を取得した機器は「郵政省指定」となっています。
一般的に、発振器後部パネルに表示されています。

4. 超音波機器のカテゴリー

高周波利用設備は電波法施行規則 第45条で分類されており、超音波機器は通信設備以外の「各種設備」となります。

通信設備 : 電力線搬送 ・ 広帯域電力線搬送 ・ 誘導式通信設備 ・ 誘導式読み書き通信設備
通信設備以外 : 医療用設備 ・ 工業用加熱設備 ・ 各種設備

5. 不申請のまま使用したとき

使用許可申請を行わず使用した場合は電波法違反となり、懲役又は罰金などの処罰や行政指導を受けます。もし申請していない機器がある場合は、速やかに申請を行ってください。

6. 許可状

使用許可申請が受理された場合は許可状が交付されます。許可は特に期限を設けておらず無期限の許可とされており、また、許可状は設置場所に備え付ける義務があり、増設や廃止などの各種手続きを行う時は許可状の許可年月日や許可番号が必要となりますので大切に保管してください。

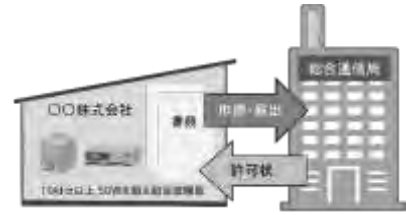
高周波利用設備許可状	
許可の番号	許可の年月日
設置者の氏名 又は名称	設備の種類
設置者の住所	
設置の目的	
設置場所	
高周波電 波の周波数	種別

7. 申請にかかる費用

申請にお金はかかりません。なお、返信用封筒の切手代は申請者の負担となっています。

8. 申請の種類

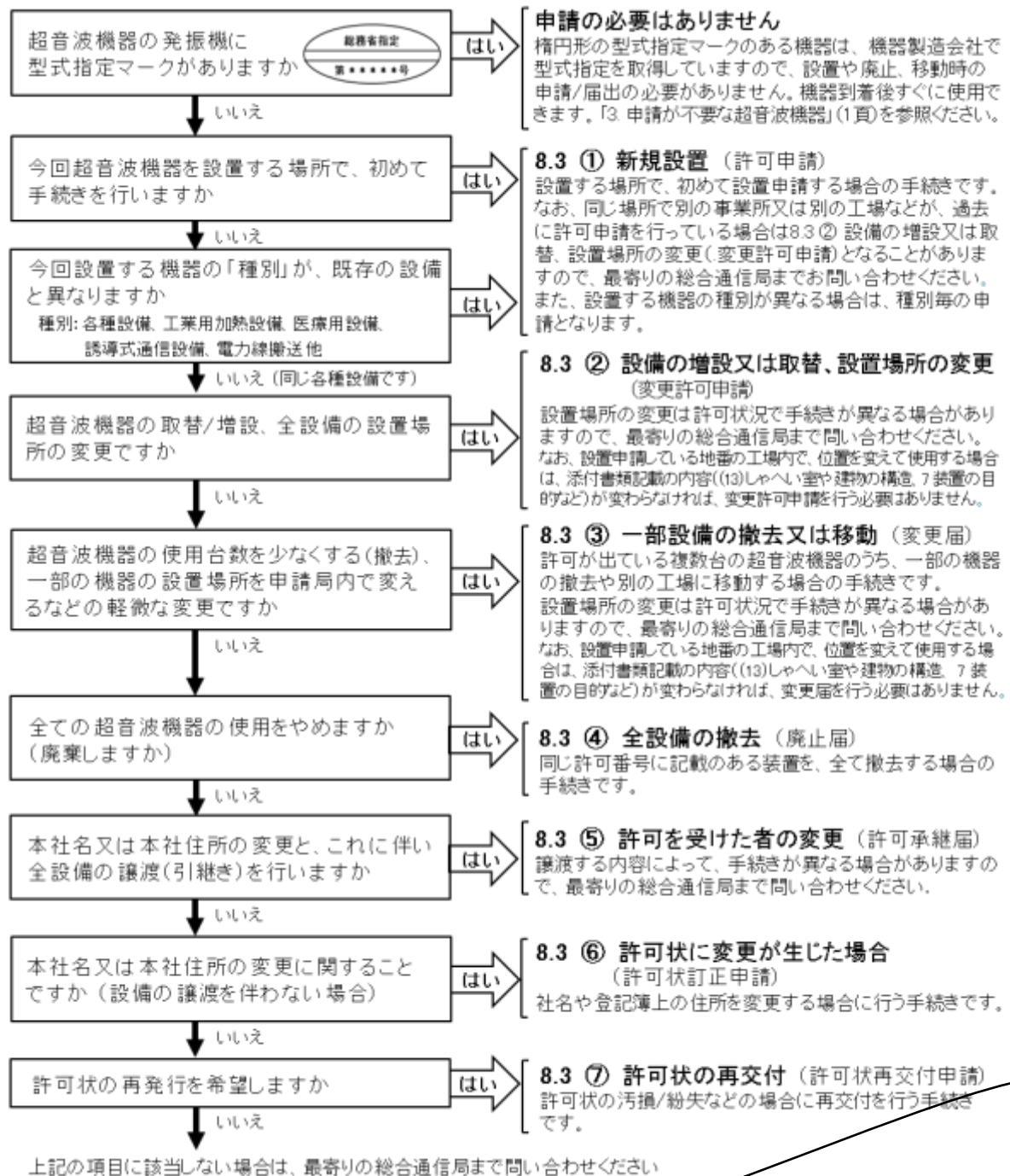
申請手続きには設置許可申請、変更許可申請、変更届、廃止届、許可承継届、許可状訂正申請などがあります。次に示すフローチャートを参考に申請・届出を行ってください。



8.1 申請手続きフローチャート

設置場所を管轄する総合通信局長へ申請が必要

次のフローチャートを参考に、必要な申請・届出を行ってください。



注意: 添付書類の記載内容 (使用周波数・発射電力) 申請(届出)

11.1 高周波利用設備許可申請書

設置する場所で、初めての超音波機器を申請する場合に行う手続き書類です。注1～3を参考に記入してください。

設備の設置場所を管轄する総合通信局長を記入してください

****総合通信局長 殿**

法人の場合は設置場所の責任者ではなく、登記簿に記載されている住所と商号、代表者氏名を記入してください。
つまり、法人又は団体にあつては団体の最上位になる本社長名、商号、主たる事務所の所在地になります。また、郵便番号を記入してください。
支社や工場などでの申請は不可となりますので、代理人欄に設置する支社や工場などを記入し申請してください。個人事業者などで法人格が無い場合は、屋号ではなく個人名で申請してください。

申請手続きを支社や地方の工場等の出先機関が代理で申請する場合は、代理人欄に申請書を作成する機関（支社や地方の工場等）の住所・最上位の方の氏名及び郵便番号等を記入してください。電話番号は、申請担当の番号としてください。
代理人が申請する場合は、委任状（11.11 委任状 コピー不可）の提出が必要です。

高周波利用設備許可申請書

提出年月日を記入してください

令和 5年 3月 1日

例 正：□□工業株式会社 代表取締役社長 ****
誤：□□工業株式会社**工場 **工場長_****
正：医療法人△会 理事長 ****
誤：医療法人△会 **病院 院長 ****

申請者

住所 123-4567 東京都新宿区新宿町**丁目*番地*

氏名 □□工業株式会社

代表者の役職名及び氏名

代表取締役社長 山田 **

電話番号 03-****-****

代理人

住所 123-**** 東京都杉並区高円寺***町*番地**

氏名 □□工業株式会社 高円寺工場

代表者の役職名及び氏名 高円寺工場長 田中 **

電話番号 03-3314-****

超音波機器は「各種設備」と記入してください

高周波利用設備（ **各種設備** ）を設置いたしたいので、電波法第100条の規定により別紙の書類を添えて申請します。

別紙は添付書類等になります

記載上の注意事項

注1 記載は、次によること。

(1) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称 並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(2) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の住所の郵便番号及び電話番号を付記すること

注2 用紙は、日本産業規格A列4番とする。

11.2 高周波利用設備 添付書類

申請や届出時に添付する機器の内容や設置場所の詳細に関する書類となります。

何台目の申請になるかを記入
当該場所ではじめての申請の時は「第1」と記入。2台目以降は、直近の申請機の次の番号とする。2台目は第2、3台目は第3。増設時は前申請の次の番号となる。

同一の形式機を複数台申請
第1～第3などとし(1)から(9)項は複数の記入は不要。

型式が異なる機器を複数申請
上下2段など、用紙に記載可能な数の申請が可能。
(1)～(10)は個々の機器内容を上下などに記入。

移動する装置の場合
1装置1申請となり、複数台の記入は出来ません。
このため、必ず第1と記入。

変更申請 他
増設や一部廃棄などの時は何装置目の申請/届出機であるかを記入。

「申請」及び「届出」に応じて、不要な方を消してください

この用紙で申請/届出する超音波発振器の数を記入。4台のときは「4」となります。

(1)～(10) 超音波機器の納入仕様書や装置の機器銘板などに記載されている内容を記入してください。

申請書		添付書類 (4 装置分)				申請番号	記入不要
装置の区別	(1) 使用周波数	(2) 発振方式	(3) 超音波振動数帯幅又は周波数変動幅	(4) 高周波出力	(5) 負荷と電線の結合方式	(6) 装置内電動ろ装置	
第1～第3	28kHz		±0.5kHz	200W		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
第4	950kHz	自動発振	±70kHz	600W	誘電結合	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
(装置の期)	(7) シヤヘイ部分	(8) 機器の製造者名		(9) 機器の型式又は名称	(10) 機器の製造番号		
第1～第3				USA-200**A	U1234 U1235 U1236		
第4	高周波発生部 電極部	〇〇電機株式会社		WSB-600**B	W4321		
工事設計	(11) 高周波そく接続軸	(12) 電圧の装置	(13) シヤヘイ装置	(14) その他の工事設計	(15) 添付図面		
	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	アシキヘイ室 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 材料 構造 m×m×m イ設備を設置する建物の構造 鉄筋コンクリート造り 地上2階建て 地上2階に設置		電圧法第100条第5項において適用する同法第38条、第39条及び第38条に規定する条件に合致している。	<input type="checkbox"/> ア 線路系統図 <input type="checkbox"/> イ 装置の接続図 <input checked="" type="checkbox"/> ウ		
記入不要							
(16) 無線設備規則第65条第1項における区別							

(12) 超音波機器の設置場所

第3号、告示第207号第4項